



◆ 発行 ◆

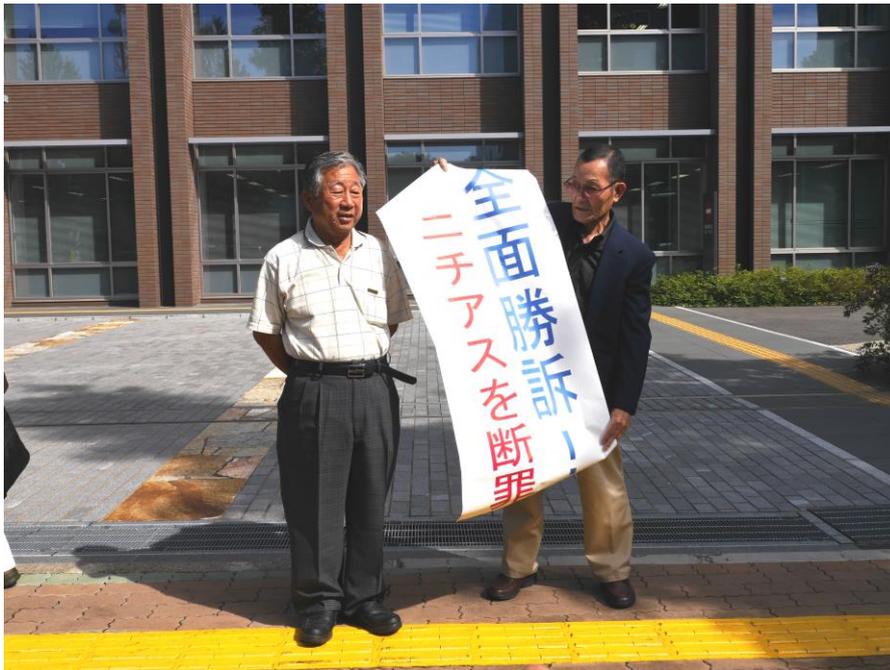
名古屋労災職業病研究会

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4 階

TEL&FAX : 052-837-7420

e-mail : roushokuken@be.to

<http://nagoya-rosai.com/>



山田益美さん（写真左）とニチアスアスベスト奈良訴訟原告、全造船機械労働組合ニチアス・関連企業退職者分会の仲井力さん  
2015年9月14日 岐阜地方裁判所前にて（関連記事 P2～P6）

#### 79号目次

- ☆ ニチアス羽島工場アスベスト被害損害賠償訴訟全面勝訴の判決が確定しました P2～P6
- ★ 金沢アスベスト被害相談会・ホットライン・患者と家族の集いを開催しました P6～P7
- ☆ 宇田川教員石綿健康被害訴訟の報告 P7～P9
- ★ 東海在日外国人支援ネットワーク勉強会報告  
移住女性—支援から見た女性たちの実情 P9
- ☆ アスベスト除去の違法工事に関する情報公開非公開決定の撤回等を求める要望書を愛知県に提出しました P10～P11
- ★ 8・30国会議事堂前救護班として参加して P11～P12
- ☆ 「県立病院廃院後も県費10億円」 行政文書開示請求から見てきたもの P13
- ★ ……未必の故意という殺人…… P14
- ☆ 事務局からのお知らせ P15～P16

# ☆ニチアス羽島工場アスベスト被害損害賠償訴訟全面勝訴の判決が 確定しました

明治29年創業で日本最大のアスベスト企業だったニチアス（旧社名：日本アスベスト）の羽島工場で石綿製品の製造作業に従事した元従業員、山田益美さん（72）と角田正さん（80）がじん肺の一種である石綿肺に罹患したのはニチアスが石綿粉じんに対する安全対策を怠ったのが原因として、ニチアスを相手取り損害賠償を請求した訴訟の判決が9月14日に岐阜地裁で言い渡され、その後、期限の9月30日までにニチアスが控訴せず判決は確定しました。

判決はニチアスが局所排気装置や全体換気装置を設置する義務、石綿粉じんが発生する場所を隔離する義務、石綿粉じんを吸わないよう十分な性能を有する国家検定品の防じんマスクを配布し、着用を義務付け、作業時には適切に着用するよう指導監督する義務、アスベスト関連疾患や石綿粉じん対策についての安全教育と安全指導を行う義務、定期的に粉じん濃度の測定を行い、その結果を踏まえた改善措置を取る義務などをニチアスが怠っていたことを認め、ニチアスに4720万円あまりの賠償を山田さんと角田さんに支払う命令を言い渡しました。

## 《原告の山田益美さんと角田正さん》

原告の山田益美さんは中学卒業後の1959年3月から1967年12月までニチアス羽島工場に勤務しました。入社のも動機はニチアスが当時、地元の企業の中で一番給料の高い会社だったからでした。しかし、8年9か月あまりでニチアスを退職したのは、近所の医者にかかった際、山田さんのレントゲン写真を見た医師から「これ以上、石綿の仕事をしていると死んでしまうぞ」と言われ、恐ろしくなりお連れ合いにもご両親にも内緒にして退職しました。退職時、家族から随分怒られたものの、その後、山田さんはタイヤ部品製造会社に転職し定年退職まで勤め上げることにあります。2003年頃から痰、息苦しさを自覚し、2005年10月に岐阜労働局からじん肺管理区分：管理2の決定を受け、裁判中に息苦しさが酷くなったため杉浦医院で検査を受けじん肺管理区分を申請し直したところ、2013年4月に一番重いじん肺管理区分、管理4の決定を受け、岐阜労働基準監督署で労災認定されました。山田さんは2013年の管理区分申請のための肺機能検査を羽島市民病院で受け、レントゲン写真の読影を杉浦医院の森亮太院長が行いました。

もう一人の原告、角田正さんはいくつかの仕事をした後、1960年から定年退職の1995年3月までニチアス羽島工場に勤務しました。定年退職時、すでに石綿肺に罹患しておりじん肺管理区分は管理3イで、ニチアスからじん肺退職者特別補償金600万円を受け取り、その際、「いかなる事情が生じても異議を申し立てない」とする「領収書兼念書」に署名・押印させられました。この念書がその後、本訴訟の争点の一つになります。角田さんのじん



岐阜地裁に入る原告と弁護団、  
支援者達（9月14日）

肺は定年退職後も進行し続け、息苦しさを感じ杉浦医院で検査を受け、じん肺管理区分の申請をし直したところ、2009年12月に岐阜労働局よりじん肺管理区分：管理4の決定を受けその後、岐阜労基署で労災認定されました。この時の検査は、故杉浦裕先生が行いました。検査の際、杉浦先生が角田さんと私に向かって「ニチアスは許せないよ」と言っていたのを今でも思い出します。

#### 《山田さんと角田さんの石綿ばく露状況》

羽島工場で山田さんと角田さんはシリカライト、スーパーライトと呼ばれていた保温材の製造に従事していました。保温材は石灰、けい藻土、石綿などの原料を混合し、蒸気で熱し、水分を抜いて圧縮して成型し、乾燥させて製造されていました。原料の混合、乾燥した製品の運搬、仕上場での乗せ換え作業などの出荷準備作業時に、原料や乾燥した製品から大量の粉じんが発生し、作業場内に舞い上がり、二人は粉じんにばく露しました。

また、羽島工場で「別荘」と呼ばれていた混合所での吹き付け石綿を作る作業や石綿原綿の開綿作業で大量の石綿粉じんにばく露しました。吹き付け石綿を作る為、石綿とけい藻土をコンクリートの床にぶちまけ、スコップを使って混ぜ合わせる時には石綿粉じんのため視界が悪く隣の人が見えなくなるほどでした。

山田さんは倉庫業務も経験しており、麻袋に入った原料石綿の積み下ろし作業等でも石綿粉じんにばく露しました。

#### 《裁判の経緯》

ニチアス羽島工場アスベスト被害損害賠償訴訟は2010年10月28日に原告・山田益美さん一人で岐阜地裁に提起しました。この時の請求額は2200万円でしたが、その後山田さんのじん肺が進行し、2013年にじん肺管理区分：管理4になり労災認定されたため請求額3300万円への拡張の申し立てを行いました。2012年12月20日に角田正さんが提訴しました。請求額は2640万円でした。山田さん、角田さんの二つの裁判は同時に進行し、2014年12月25日に口頭弁論が終結。2015年4月7日に裁判長の職権による原被告双方へ和解が打診され、和解協議が4月15日に行われましたが、ニチアスが原告の山田さん、角田さんへの謝罪を拒否したため決裂しました。そして、9月14日に原告勝訴の判決が言い渡されました。

#### 《裁判の争点》

本訴訟の争点は、(1) 羽島工場において石綿粉じんは発生していたか、(2) 原告らは石綿粉じんにばく露したか、(3) 原告らの石綿粉じんばく露と石綿肺罹患の因果関係、(4) 被告のニチアスは原告らの石綿肺罹患を予見できたか、(5) 被告、ニチアスに安全配慮義務違反はあったか、(6) 原告らの損害はいくらか、(7) 原告角田さんが退職時に600万円受け取った際に書かされていた念書の効力でした。

(1)、(2)についてはすでに述べた通りで、(3)に関してはレントゲン写真の読影により不整形陰影や胸膜プラークが確認され、肺機能検査の結果でも明らかで、(1)、(2)、(3)に関しては裁判所も事実を認めました。(4)に関して裁判所は、1937年から1940年にかけて行われた大阪近郊19石綿工場の1024名の石綿作業従事者の調査により、勤続年数の増加に従って石綿肺の罹患も増大することが内務省保険院社会保険局健康保険相談所大阪支所長らの調査によって1940年(昭和15年)の時点で石綿肺やそれに対する安全対策についての知見は確立されており、1947年頃以降からは、労働基準法やじん肺法等の国の法令においても、使用者に対して石綿肺を含むじん肺の予防等の為の各種粉じん対策

を実施することが義務付けられるようになったとして、石綿製品製造のトップ企業であったニチアスも当然、石綿粉じんばく露により、石綿肺が生じる危険性を十分に予見できたと認定しました。(5)に関しては本稿の冒頭で述べた通りニチアスの安全配慮義務違反を認めました。(6)に関してはじん肺管理区分：管理4に相当する病状の山田さんと角田さんの損害額をそれぞれ2200万円と認め、角田さんに関しては2200万円から定年退職時にニチアスから受け取ったじん肺退職者特別補償見舞金600万円を控除した損害額になりました。この損害額にお二人の弁護士費用と遅延損害金を合わせた金額の支払いを裁判所はニチアスに命令しました。

### 《念書の効力》

ニチアスではじん肺取扱規定（社内規定）に基づき管理3イの労働者が退職するときにはじん肺退職者特別補償見舞金600万円を支払うことになっており、原告の一人、角田正さんも1995年の定年退職時に見舞金600万円を受け取っていました。角田さんはこの見舞金を受け取る時、「私をはじめ家族の者よりじん肺に関し、いかなる事情が生じても補償等につき何ら一切の異議を申し立てないことを確約します」という内容の「領収書兼念書」を提出しました。実はこの念書について、角田さんは提出したかよく覚えていないのですが、退職後も角田さんのじん肺は進行し続け、退職14年後の2009年に岐阜労働局にじん肺管理区分：管理4の一番重いじん肺管理区分の決定を受け、労災認定されました。争点(7)原告角田さんが退職時に600万円受け取った際に書かされていた念書の効力について裁判所は、じん肺は肺内に粉じんが存在する限り進行する進行性の疾患で、その進行の有無、程度、速度は患者によって多様とし、ある患者についての特定の時点での病状が、今後どの程度まで進行するかはもとより、進行しているのか、固定しているのかすらも、現在の医学では確定することは困難としたうえで、管理2ないし管理4の各管理区分決定に相当する病状に基づく各損害には、質的に異なるものがあるといわざる得ず、重い管理区分決定に相当する病状に基づく損害は、その決定を受けた時点で初めて発生する別個の損害と評価すべきであるとし、角田さんとニチアスとの間で、角田さんが管理4に相当する病状に基づく損害をも含む一切の損害賠償請求権を放棄する形での和解契約が成立したとは認めることが出来ないと判断を下しました。

### 《判決の意義》

10月1日、ニチアス岐阜訴訟の判決が確定したことを受け、岐阜市民会館で山田益美さん、弁護士、山田さんを支援したアスベストユニオンは記者会見を行いました。山田さんは記者団に「長かった。石綿被害に苦しむ多くの人々を助けられる道ができた。今後も色々な人たちからの相談にのりたい」と語りかけました。石綿肺が悪化し会見に出席できなかった角田さんは「この判決によって、私と同じようにニチアスで働き石綿の病気で苦しんでいる元社員や遺族の方々がニチアスに対し適正な補償を求める道が開かれたと思う」とコメントを寄せました。角田さんが退職時に提出した念書兼領収書の効力が今回の判決で否定され、このような念書の為、適切な補償を受けていない他の退職者、遺族らにも補償の道が開かれることになりました。

ニチアスは日本最大のアスベスト企業でした。従業員の石綿健康被害者数も多く、岐阜県羽島市、奈良県の王寺町など、ニチアスの工場周辺の住民被害も確認されていますが、裁判になったケースはわずかです。ニチアス羽島工場アスベスト被害損害賠償訴訟はニチアス羽島工場で最初に訴訟になったケースで、ニチアス関係の訴訟では初めての勝訴判決であり、最初にニチアスの責任を認めた判決となりました。ニチアスは日本最大の石綿製品メーカー

であったため、ニチアス本体だけでこれまでに207人の従業員（退職者を含む）の健康被害が厚労省から発表されており、関係会社を入れるとさらに被害を受けた労働者の数は増えます。そんな状況の中、ニチアスは内部の規定に基づき退職者や遺族らに一定の補償をしているようです。しかし、ニチアスはその内容を明らかにせず、補償する条件として秘密条項を設けて情報が外部に漏れないようにしている為、このようなニチアス社内の取り扱いを知らない退職者や遺族らは、退職後にアスベスト関連疾患が悪化したり、それにより死亡した場合でも補償を求めないまま放置しているケースが多いものと推測されています。今回の判決により、そのような人々への救済が進む可能性が出てきました。

**ニチアス工場のアスベスト労災被災者数**  
 （厚労省の石綿ばく露作業による労災認定事業場一覧表より）

	事業場名				合計
	王寺工場	袋井工場	羽島工場	鶴見工場	
肺がん （肺がんうち死亡）	40 （13）	5 （2）	31 （13）	15 （7）	91 （35）
中皮腫 （中皮腫うち死亡）	31 （10）	8 （5）	26 （13）	12 （5）	77 （33）
石綿肺 （石綿肺うち死亡）	8		5 （2）	1 （1）	14 （3）
良性石綿胸水 （良性石綿胸水うち死亡）	3 （1）	1	1	1	6 （1）
びまん性胸膜肥厚 （びまん性胸膜肥厚うち死亡）	3 （2）				3 （2）
石綿救済法支給決定件数 （肺がん）	5		4	1	10
石綿救済法支給決定件数 （中皮腫）	4				4
石綿救済法支給決定件数 （石綿肺）	2				2
石綿救済法支給決定件数 （びまん性胸膜肥厚）					0

厚労省による石綿ばく露作業による労災認定事業場公表は平成 17 年 7 月、8 月、平成 20 年 3 月、6 月、10 月、12 月、平成 21 年 12 月、平成 22 年 1 月、11 月、平成 23 年 11 月、平成 24 年 11 月、平成 25 年 12 月及び平成 26 年 12 月に行われています。

「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表(平成 25 年度以前認定分)」

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/sekimen/ichiran/081217-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/ichiran/081217-1.html)

## ★ 金沢アスベスト被害相談会・ホットライン・患者と家族の集いを 開催しました



中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会・北陸支部が10月3日(土)に金沢勤労者プラザでアスベスト被害相談会・ホットラインと患者と家族の集いを開催しました。相談対応には北陸支部世話人の野村美雪さんと片山千代栄さん、東京本部の澤田慎一郎さん、東海支部事務局の成田が当たりました。患者と家族の集いでは患者と家族の会副会長の小林雅行さんが、ご自身が経験した石綿肺がん労災不支給取り消し訴訟についてお話しされました。



相談にのる北陸支部の野村美雪さん

相談会には最近、左肺胸膜の剥離手術を受けた中皮腫の男性のお連れ合いと娘さんや左官として中学卒業後から定年まで働き、健康診断で軽い石綿肺所見を医師から指摘された男性、建設関係の仕事で長年してきた男性が訪れ熱心に相談していました。

患者と家族の集いには長年水道工事に携わった中皮腫で療養中の男性とそのお連れ合いが参加され、患者と家族の会副会長の小林雅行さんがご自身の石綿肺がんの労災認定を勝ち取るまでの訴訟についてお話ししてくださいました。小林さんはエンジニアとして新日本製鉄君津製鉄所製鋼工場に1973年から11年5か月間勤務している時にアスベストにばく露しました。小林さんの働いていた工場は鉄を鋼(はがね)に変える工場、溶けた高温の鉄を取り扱う為、アスベスト含有製品が工場内施設のいたるところで使用されていました。また、労働者は石綿製の布、テープ、パッキンなどを直接取り扱っていました。小林さんも試作品を作るときに石綿布を使用していて、高温の熱にあぶられた石綿布は使用後、乾燥してぼろぼろになって、片付ける時には粉じんが飛散していたということでした。銑鉄(せんてつ)をインゴット(かたまり)にする過程では空気が入らない状態にしなければ表面に気泡の無い品質の良い鋼ができないため、小林さんはインゴットを作る工程を石綿布で覆い、アルゴンガスを注入し空気に触れないようにする技術の開発等を行っていました。

新日鉄退職後、ペンションを経営していた2003年10月、右肺にがんが見つかり、手術を受けました。クボタショック直後の2005年10月、木更津労働基準監督署に労災保険の請求を行いました。長期間待たされた挙句、2007年8月に木更津労基署は不支給決定をしました。すぐに千葉労働局に審査請求をしましたが12月に棄却され、再審査請求をしますが2009年1月に労働保険審査会で棄却されました。そして、2009年7月に東京地方裁判所に労災保険の不支給処分取り消しを国に求める行政訴訟を起こしました。小

林さんの労災請求が不支給とされた理由は、11年5か月の石綿ばく露はあるものの、小林さんの肺組織内の石綿小体数が1770本で、石綿繊維数が長さ1マイクロメートル超が34万本、長さ5マイクロメートル超が11万本と当時の国の認定基準、乾燥肺重量1グラム当たり5000本以上の石綿小体、長さ5マイクロメートル超なら200万本、1マイクロメートル超なら500万本以上の石綿繊維を満たさなかったからでした。本来、石綿小体数、石綿繊維数の認定基準は石綿ばく露期間が10年未満の労働者の認定の可否を判断するもので、小林さんのように11年間ばく露していた労働者に適用されるものではありませんでしたが、この石綿小体数、石綿繊維数による判断が労基署では日常的に行われていました。

小林さんの石綿肺がん訴訟は2012年2月に東京地裁で小林さんが勝訴しましたが、国側が控訴し、2013年6月に東京高裁で小林さん勝訴の判決が確定しました。裁判所の判断は、石綿ばく露10年以上の認定基準に石綿小体、繊維数の本数規程が無いこと、国際的なヘルシンキ基準では石綿小体1000本以上は職業上ばく露の可能性大であること、石綿小体数、繊維数が基準値以下という国の不支給理由に合理性が無いこと、小林さんの石綿ばく露10年以上に争いなく、石綿小体数はヘルシンキ基準を満たすなどの理由で小林さんの肺がんが仕事に起因するもので、労災と認めました。

2012年3月に肺がんの労災認定基準が改訂されましたが、石綿ばく露1年以上の認定基準の中に、茶石綿、青石綿のみ計測でき、白石綿の計測には役に立たない石綿小体、石綿繊維の基準が本則に入れられるなど石綿肺がんの認定基準の問題は続いています。小林さんは、「私から見ると石綿肺がんの労災認定基準は不支給にする為の基準。国は被害者の救済を目的とする認定基準を定めるべきで、国側の理不尽な対応に負けてはいけません。」とお話を締めくくりました。

(成田 博厚)

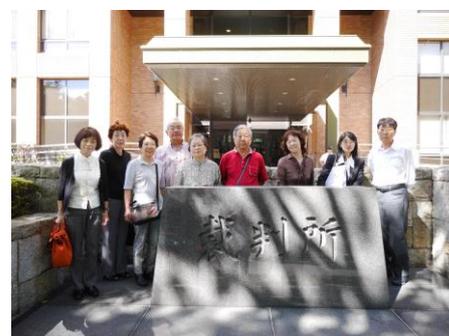


患者と家族の集いの後の記念撮影

## ☆宇田川教員石綿健康被害訴訟の報告

2001年に悪性胸膜中皮腫と肺がんて亡くなった愛知淑徳学園の中学・高校の国語教師だった宇田川暁（さとる）さんの労災認定を国に求める訴訟の25回目の弁論準備が名古屋地裁で行われました。この訴訟は2011年7月に提訴されました。悪性胸膜中皮腫はアスベストを吸い込むことが原因で発症するがんで、肺がんもアスベスト関連疾患です。

訴訟を通じて、宇田川暁さんのお連れ合いの宇田川かほるさん（本訴訟原告）と牛島聡美弁護士は、暁さんは学園内の施設にあった吹き付けアスベストや、生徒の増加に合わせて行われていた学園校舎・施設の増改築工事現場での石綿含有建材の加工等により、アスベスト粉じんが飛散していた環境で教員として仕事をしている時にアスベストにばく露した



25回目の弁論準備終了後、裁判所の前で弁護士、支援者たちと

と主張してきました。25 回目の弁論準備では、すでに主張した職場でのアスベストばく露に加えさらに、淑徳学園建設に関わった竹中工務店や愛知淑徳学園から取り寄せた設計図書やアスベスト除去工事の図面等により新たに判明した吹き付けアスベストのある場所や、暁さんのばく露状況をまとめた準備書面を裁判所に提出しました。合わせて、文書提出命令申立書も裁判所に提出し、中学校校舎テレビスタジオ及び、短大本館のアスベスト除去工事、短大校舎増築工事、短大本館新築工事、学生寮・合宿所の改築工事、記念会堂の新築・増改築工事、高校部新築工事、学園管理棟新築工事、旧高校体育館新築工事のアスベスト除去状況の写真や建設図面等の提出を求める命令を、竹中工務店と愛知淑徳学園に裁判所を通じて行ってもらうための申立てを行いました。多くの建設関係図書の証拠確保は、教員の置かれたアスベストばく露実態を明らかにするために大変重要だと牛島弁護士は考えています。

この日はさらに、証拠申立書も裁判所に提出し、証拠調べの為、裁判所が行う証人の尋問の申し出を行いました。尋問の申し出をしたのは、アスベスト製品の施工状況に詳しいゼネコンの元現場監督で現在、中皮腫で療養中の栗田雅宏さん、淑徳学園に6年間在籍した宇田川かほるさんの同級生、暁さんの同僚の体育教師、暁さんの娘さんで淑徳学園に6年間在籍したあづささんと原告・宇田川かほるさん、アスベストセンターの永倉冬史さんです。

この日提出された準備書面では、宇田川暁さんがどこでアスベストにばく露したのか設計図書等をもとに主張されました。暁さんは職員室のタバコの煙を避けて、日常的に吸音のためにアスベストが吹き付けられたテレビスタジオとその横にあった調整室で授業の準備やテストの作成と採点、放送部の指導、弁論大会の指導、生活指導等の仕事をしていました。窓の無い放送室には空調設備があり、大きなダクトに沢山の空気を流す時、速度を持った空気はダクトを揺らし、また空気の揺れが原因となり吹き付けられたアスベストの表面がはがれ飛散していました。また、テレビスタジオには、テレビ番組を作ったり、卒業式の送辞・答辞や弁論大会の練習、放送部の活動、掃除などで毎日頻繁な出入りがあり、出入り口の扉が開閉されるたびに空気の流れて粉じんが飛散していました。テレビスタジオで飛散したアスベストは隣の調整室にも入っていきました。調整室の扉は重く、締め切らず開けてありました。テレビスタジオの横に職員室がありました。この他、器具庫、地下駐車場、給品部、高校体育館、中学校体育館などにも吹き付けアスベストがあり、普段の勤務やバスケット部顧問、演劇部顧問として出入りしている時にアスベストにばく露しました。

愛知淑徳学園では新築、増改築工事が頻繁に行われていました。昭和37年夏から昭和38年11月までの中学校校舎工事中では、工事部分の隣の教室で中学の国語のクラスを受け持っていました。この工事では有孔プラスチックボード、アスタイル等のアスベスト建材が加工されていました。宇田川かほるさんは、愛知淑徳学園の生徒時代に廊下の傘立てや窓のサンなどを掃除で拭いても、まだ白っぽく担任の先生にやり直しを命じられたことを記憶しています。この頃、廊下や階段に白っぽいほこりが常にある状態で、廊下や階段に足跡がつくこともありました。工事現場から16メートルほどの所で、騒音、ほこりが問題になっていました。教員が建設の現場監督と同じような環境で働いていたのです。多くの建設の現場監督が中皮腫、肺がんを患い、労職研でも労災保険請求の支援を行ってきました。

この他、短大校舎増築、短大研究棟等、学生寮・合宿所、中学校体育館、記念会堂など、暁さんが勤務していた場所に近接する場所で次々に工事が行われ石綿建材の加工や吹き付けアスベストの施工が行われていました。昭和38年から昭和39年3月まで行われた短大校舎4階増設工事では、廊下などがほこりっぽくなり、暁さんが掃除をしていたということですし、昭和52年7月から昭和53年6月まで行われた中高管理棟の工事でもほこりが酷く、暁先生が掃除をしていたのが目撃されています。

暁さんが愛知淑徳学園に勤務していた頃、工事現場はシートを垂らしているだけでした。

工事区画内で行われる石綿含有建材の裁断、穿孔、面取り、ヤスリがけなどの加工の際にアスベスト粉じんが飛散していたでしょうし、特に電動丸鋸による作業は沢山の粉じんが発生し、一時的に高濃度ばく露を受けることもあったでしょう。アスベストは不燃耐火性があり、強度の大きな材料を作ることができたため、昔は建材に多く使用されました。アスベスト含有建材成形品には、波型石綿スレート、石綿セメント板、住宅屋根用石綿スレート、石綿セメントサイディング、石綿けい酸カルシウム板（ケイカル板）、パルプセメント板、耐火被覆材、押出し成形セメント板等があり、学校、工場、倉庫、家庭用住宅の屋根、外壁、内外装、床、天井、軒天井、間仕切りに使用されました。アスベスト被害者の半数が建設工事関係者と言われていますが、原因はこれらの石綿含有建材にありました。教員はアスベスト建材の加工や取り付け等の作業は行いませんが、宇田川暁さんの勤務していた環境は大工さんや左官職員、電気工や現場監督とアスベストばく露するという意味ではあまり変わりが無かったことを今回の準備書面は浮き彫りにしました。

宇田川教員石綿健康被害訴訟の次回期日は11月26日（木）の13時30分から201室で行われます。

（成田 博厚）

## ★東海在日外国人支援ネットワーク勉強会報告

### 移住女性—支援から見た女性たちの実情

フィリピン人移住者センター（以下略称FMC）の石原バージさんが体調を崩され、お話が聞けなかったのは残念でしたが、9月19日、移住女性の勉強会はこじんまりと和やかな雰囲気で行われました。

かけこみ女性センターあいちの杉戸ひろ子さんが、設立以来20年FMCと共にさまざまな活動を展開されてきたことを話してくださいました。

FMC事務所は、中区のど真ん中、区役所・保健所も近くフィリピン人集中率日本一だそうです。その事務所で毎週面談・電話による女性の相談会を開き、役所・入管・病院等さまざまな同行・自立支援を行っています。

相談の多くはDVも含めた夫婦関係ですが、生活困窮・在留資格あるいは住まい探しまで困難な問題がからんでいることが多く解決には大変な手間がかかります。子供を何人も抱えながらビザが得られない、生活保護を拒否されたなど深刻な事例が多く、最近では外国人同士の結婚・出産で問題はさらに複雑化しています。

こうした困難な状況の中、外国人女性が孤立を防ぎ気楽につどうため「みんなのキッチン」あるいはカフェも開かれ、歓談したり生活保護の勉強会なども行われています。

最後にこの支援を行政・さまざまな民間支援団体と手を結んでいく方向性も示され、難しいけれど、実現に向けて努力して行く必要性を出席者の間でも確認することが出来ました。

（労職研会員・知立派遣村実行委員会 高須 優子）

# ☆アスベスト除去の違法工事に関する情報公開非公開決定の撤回等を求める要望書を愛知県に提出しました

## 《申し入れ書の提出》

愛知県下のアスベスト除去工事で、違法行為があった事例の指導票等の公文書開示請求をしたところ、廃棄物に関する公文書では開示される業者名や指導日などがアスベスト関連では開示されませんでした。名古屋市では開示される情報なのに、愛知県では開示されません。この問題ではその他、数々の問題があることが分かっています。

廃棄物関連において情報公開審査会は「産業廃棄物処理業の運営の態様如何が周辺住民等の健康に影響を及ぼすおそれがあることは否定できないところであり、それらに関する情報はできる限り開示することが要請されている」とし、業者名のみならず取引先についても開示されてきました（名古屋高裁でも開示が妥当との判決あり）。ところが、廃棄物と同等もしくはそれ以上に住民の健康を脅かすアスベストについて、非公開としている愛知県には大いに問題があります。愛知県（大気環境課）に懇談を申し入れましたが、県は応じなかったため、労職研はダイオキシン・処分場問題愛知ネットワークの吉川三津子さんやジャーナリストの井部正之さん達と共に8月4日（火）に申し入れ書を愛知県知事および情報公開審査会に提出しました。

要望事項は以下です。

①アスベストによる被害から県民の生命、健康を保護するためには、違法性のある工事について、工事場所、工事年月日、事業者名、工事内容などを開示すること。

②情報公開審査会は、かつての答申内容を踏まえること。

③アスベストによる中皮腫の発症は、30～40年後と言われており、60年後に発症するケースもあります。アスベストに関する公文書は50年保管とし、その後も「常用」として永久保管すること。

④公文書開示の費用の支払いは、一括で一カ所で出来るようにし、PDFなどデータでの開示も可能にすること。

## 《高木ひろし愛知県議会議員による振興環境委員会での質問》

この問題について労職研顧問の高木ひろし愛知県議会議員が10月2日（金）、県議会振興環境委員会の一般質問において大気環境課を問いただしました。大気環境課によると、平成22年度から平成26年度までの6年間で、大気汚染防止法の届け出による立入検査で工事に問題があることが発覚し、文書で改善を指導した案件が3件あり、そのうち、1件については集じん排気装置の正常な稼働について指導したもので、現場でのアスベスト測定を行ったところ、敷地境界における検出値は空気1リットルあたり1本以下だったということでした。残る2件についてはアスベスト飛散が無く、アスベスト測定を行わなかったということでした。平成22年度から平成26年度までの6年間で県の文書による改善指導が3件と



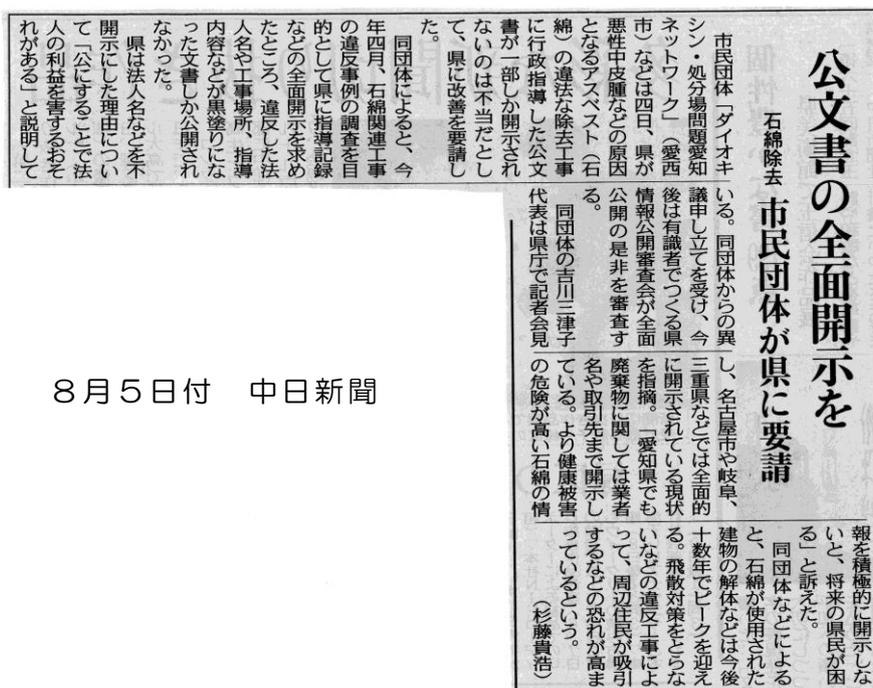
大気環境課で要望書を渡す吉川三津子さん（右）

というのはとても少ないと思いましたが、わずか3件の文書による改善指導の内容を市民に公開しないという愛知県の態度は悪質だと感じました。愛知県によると、飛散の恐れのある吹き付けアスベスト、アスベスト含有断熱材、保温材、耐火被覆材のある建物の解体工事に関する大気汚染防止法の届け出は平成26年度だけで286件あったということです。

高木議員は、現在の県の対応は甘いとしたうえで、アスベストに触れる工事は、全ての周辺住民に分かるように期間やリスク、手法などについて警告を発する為、掲示する必要があるものなのに、問題があった事例について県に情報公開請求をしても、業者名が黒塗りされてしまうことなどは私には理解できないと述べさらに、環境部が元々の案件の所管として、アスベスト問題に関するきちっとした認識を持って、そのリスクや啓発効果を自覚していれば、情報公開審査会に対して情報を出さなくてもよい、構わないという説明はしていないと思う。情報公開審査会がいつこの問題についての結論を出すか分からないが、愛知県のアスベストリスクに対する認識のレベルの低さを象徴する一つの出来事だと評価されてしまうので、今後、ぜひとも対応を改めて欲しいと県に要望しました。

労職研は高木ひろし議員、吉川三津子さんや井部正之さん達とともに引き続きこの問題に取り組んでいきます。

(成田 博厚)



## ★8・30国会議事堂前救護班として参加して

2015年8月30日は、歴史的な一日であった。普段の日曜日であれば、前日に飲み過ぎて、昼過ぎまで寝ていることも少なくない私であるが、この日は朝からすっきり起きて東京へと上京した。私自身も呼びかけ人をしている「いのちと暮らしを脅かす安全保障関連法案に反対する医療・介護・福祉関係者の会」という千葉の開業医の伊藤真美先生が代表を務

める会に、8月頭からSEALDs（Students Emergency Action for Liberal Democracys）が国会議事堂前で抗議行動を行うにあたって、救護班をやってくれないかという話 came。それから、毎週金曜日夕方には、医師・看護師・他コメディカル（医療関係者）が集まって、抗議行動をしつつ救護の担当をしてきた。そして、8月30日には「戦争法案廃案！安倍政権退陣！8・30国会10万人・全国100万人大行動」という一大行動に救護班としてかかわることになった。それまでは、いちど銀座での反対パレードに参加したのみの私だったが、その日は参加して、一声あげなければという思いばかりだった。13時集合のところ12時少し過ぎに、霞ヶ関駅につき国会議事堂に向かって歩いていると、見慣れない光景が目の前に現れた。道路の両脇には、鉄柵が議事堂に向かって一直線に並んでいるのである。集合場所は、その鉄柵の内側の歩道を歩いて、国会議事堂が正面に見える、一番近い角であった。そこで、ふと思ったのは私自身東京へは今まで何度も来ているにもか



かわらず、国会議事堂を見たのはこれが初めてということであった。そこへ着くと、救護班というオレンジ色のベストを渡されて着用した。このベストを着ていると鉄柵も通してくれたり、車での移動も比較的自由にさせてもらえる。今まで毎週金曜日、関東近郊で救護活動をしてきて来た方々が得た信頼のおかげであろう。翌日の新聞数社に出ている議事堂前には、道を埋め尽くす人々があふれていた。それは、当日の集会が始まる15時少し前のことであった。なぜ少し前に決壊して議事堂前の一般道に人々があふれ

出たかという、当初の予定では歩道を全員が通って議事堂前に向かうよう誘導していたが、とても収まりきらない数の人々が開始前から集まっていたからである。翌日の新聞には数万人～13万人という非常に人数の差が見られたが、実際各新聞社の写真に納まっているあの瞬間でさえ、立ち止まっていたわけではなく一般道を人があふれながらも、流動的に動いていたのである。私は、国会図書館前を担当することとなったが、当日国会前に向かう人々が通る所であるので、次々に国会前に人が向かっているのが目の前でわかる位置で見守っていた。私が担当する部署では倒れる人や、救護を必要とする人は幸い出なかった。議事堂前本部では、当日小雨の影響で合羽を着ていて脱水となり倒れそうになった方や、気管支炎の治療中で熱が前日まであったが、声をあげるために無理を押して参加した方々のお世話をしたと聞いた。この抗議行動は、日曜日の昼下がり、国会議事堂前というまさに、安倍首相の住む首相官邸の目の前で行われたにもかかわらず、その多くの参加者の声は安倍首相をはじめ与党議員の耳には届かず、戦争法案は通ってしまったが、まだまだ、反対の風はやむことはない。そんな大きな時代のうねりを感じる日曜日だった。

（森 亮太）



## ☆「県立病院廃院後も県費１０億円」

### 行政文書開示請求から見えてきたもの



上記、「見出し」は今年６月の読売新聞に掲載されたものである。サブタイトルに「入札不調、５年買い手無し」とあった。昭和３２年に県立尾張病院として開業し多くの市民が利用していたが、バブル期に国から借金して専門性を前面に打ち出した病院にしたいと、名称を県立循環器呼吸センターとし大幅な拡張工事をして大病院としたが、逆に専門病院の印象が広まり患者の足が遠のき、赤字に陥り２０１０年に廃院となってしまったとのことであった。その後、愛知県は国からの借金返済・維持管理の為に毎年２億円を出費しているとの記事であった。私が労働組合運動をしていた時、団体交渉で知っていた、行政の不正を監視している市民オンブズマンの弁護士が「廃院となった後も多額の維持管理費などがかかる状態で、引き受け手が現れるのを漫然と待っているのは、税金の無駄遣い」と批判のコメントを寄せていた。県民として憤りの気持ちを持っていたところ、知り合いのゼネコン社員と、この話題になった。彼によると広大な敷地の中には古い建物もあり、その中にはアスベストを大量に使った建物もあり、また調査したところによると、敷地内には弥生時代の遺跡があるため発掘調査の必要もあり、市街化調整区域で、とても値段の付く物件ではないとのことであったが、県は、医療介護施設として再開発することを条件として２５億以下では売らないとの態度であり、今後も買い手は付かないだろうとのことであった。そのことを聞き、ますます頭にきたので、そのゼネコン社員とコメントを寄せていた市民オンブズマンの弁護士の所を訪ねた。すると土地の鑑定書、国からの借金契約書などを行政文書開示請求することができるから自分でやってみてはとのアドバイスをもらった。早速、１９９０年から５カ年計画で行った改築工事で国から借りた額が判る書類、土地・物件の鑑定書、などを請求した。すると一部開示決定との書類が届いた。まず驚いたのは、鑑定書の金額が黒字で塗りつぶされていたこと、東海財務局からの借金がまだ２５億残っていること、しかもバブル期の７．５％で県はいまだに返済していること、最初の数年は金利だけで元金がへっていないこと、今年の２月の県の補正予算で２５億を計上後、即時２５億を返済したことにし、表面上何もなかったように経理処理をしていることであった。民間企業であれば、とくに安い金利に借り換えしているだろうし、鑑定書の金額で手放しているものと思われる。そのことを担当職員に追及したが条例に従い適正に処理しているとの回答であった。引き続きインターネットで、いろいろ調べたら、昨年の秋には県の健康福祉委員会で「医療を知らない鑑定会社が更地で鑑定したが、医療ニーズを知る鑑定会社にやり直してもらったら倍の価格になった」との病院事業庁からの回答があることを知り、２つ目の鑑定書があることを知り再度、行政文書開示請求をしてみた。すると鑑定書は１つだけであり昨年の秋は鑑定会社との打ち合わせ段階であり医療ニーズを考慮したらどうなるかとの話が出ていたとのことである。アスベスト、弥生遺跡発掘調査の必要性などを考慮したら、更地で鑑定したほうが高くなるのは素人からも判る。しかも医療ニーズがなかったから廃院になったわけで、県民としては県議会がなぜこの問題を更に追及しないのか疑問に思うし、このまま病院事業庁長官という一人の公務員トップの名誉のために毎年補正予算で表面上何もなかったような経理処理までして７．５％金利で２５億の無駄な税金が使われるのかと思うと憤りが止まらない。

(労職研会員・社会保険労務士 堰代 晃)

## ★・・・未必の故意という殺人・・・



未必の故意という用語がある。それ相応の知識と経験があれば、今行っている事が将来どのような結果を引き起こすことになるか、当然に予見出来るはず、という意味である。

私は3年前「悪性胸膜中皮腫」を宣告された。手術を受けても3年生存率20%と主治医には言われたが、僅かでも希望があるのであればと同意書に署名をした。9時間に及ぶ手術を受け、ICU室には2日間もいた。そして手術後には一切の飲食物を受け付けられなくなり、無理やり飲み込んでも嘔吐を繰り返す状況が続いた。やがて体重は減り続け1か月後には入院時より28%も減り骨と皮だけの身体となった。そのような体調の下では通院では治療は無理と判断され、2か月に亘り入院し30回の放射線治療を受けた。

ずっと他人事だった「死」と直面した事で、家族の有り難さに改めて気付いた。手術後2年間は飲食が出来ず、体力は無くなり自力での歩行が困難になった。便所、風呂など日常生活で当たり前にしてきた事が、家族の補助無しでは出来ないという悲しみと辛さ。それと共に「死」という恐怖に夜毎うなされる日々。夢や希望は次第に消え去っていった。

家族、特に妻の献身的な支えのお陰で2年を過ぎた頃から少しずつ飲食が出来るようになったが、3年経った今も味覚は半分しか戻っていない。食事も半分。体重28%減のまま。

何故私は「悪性胸膜中皮腫」という恐ろしい病気に罹患したのだろうか、と何度も何度も思い起こした。けれどもなかなか思い当たる罹患原因の記憶に辿りつけなかった。

ある日妻が病院の医療相談センターから環境再生保全機構の資料を貰ってきた。資料を精読して私は愕然とした。「悪性胸膜中皮腫」は数十年という長い年月後に発症する場合があると書かれていたからだ。この事はこれまで私が想起してきた記憶を遥かに遡っていた。

私は昭和46年に大学の建築学科を卒業し、中堅ゼネコンに入社した。2年後に第1次オイルショックが発生し、資材の不足や高騰或いは職人不足で建設業界は酷い状況になった。ゼネコン社員の私は、本来の監督業務どころか職人の手元・補助業務の毎日だった。

その頃の職人の手元・補助の業務のせいで、40年近くが経った今になって「悪性胸膜中皮腫」を発症し、私が恐怖のどん底に突き落とされるとは思いもしなかった。

当時石綿の怖さを会社から教わった記憶は無い。注意すら受けた覚えも無い。それゆえ私は、石綿の怖さを知る事も無く、石綿の浮遊する空間の中でひたすらに働いていた。

40年以上も前から国や特定企業の関係者たちは石綿の怖さを知りながら、何故早急に対処しなかったのか。当然に現在の惨状を予見出来たはずである。これは未必の故意の殺人に当たる。国や特定企業は即刻その罪を認め、謝罪し、石綿患者を救済する義務がある。

毎日新聞の記事で「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」を知った。そして事務局の方の支援を得て、元の勤務先に対し労災認定の申請を行なった。だが、40年も昔の話だからと慇懃無礼な拒否文が送られてきた。長い闘いになりそうだ。

けれども私には家族の支えがあり、「家族の会」の応援がある。大変に心強く思う。消え去っていった希望が、再び持てるようになってきた。

(中皮腫・アスベスト疾患患者と家族の会 橋本 貞章)

## ☆事務局からのお知らせ

### ★中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会より「患者と家族の集い」のお知らせ

- ・11月13日（金） 13：30～ 名古屋文理大学文化フォーラム会議室（稲沢市）
- ・12月10日（木） 13：30～ 労職研事務所

### ★「クレーンオペレーター蒲さんの労災裁判」傍聴のお願い

日時：11月12日（木）16：30～

場所：名古屋地方裁判所 201 号室

クレーン操作が原因で、右足に発症した筋筋膜性疼痛症候群の労災不支給決定の取消しを国に求めている裁判です。傍聴をよろしくお願い致します。

### ★「宇田川さんの学校アスベスト裁判」傍聴のお願い

日時：11月26日（木）13：30～

場所：名古屋地方裁判所 201 号室 傍聴をよろしくお願い致します。

### ★東海在日外国人支援ネットワークから「勉強会」のお知らせ

日時：11月21日（土）15：00～17:00

場所：全港湾（全日本港湾労働組合）名古屋支部会議室  
名古屋市港区入船 1-8-26 ☎：052-652-1421

内容：「朝鮮高校無償化」

語り手：原科 浩さん

（朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知共同代表）

参加費：300円

問い合わせ：東海在日外国人支援ネットワーク（名古屋労災職業病研究会内）

### ★雑誌「precio 11月号」に森先生の記事が掲載されました！！

森亮太労職研代表の記事が掲載されましたので、同封いたしました。医師としての思い、杉浦裕初代代表との出会いなど書かれていますので、ご一読ください。

## 労職研の活動



8月					
	2日	高木ひろしさんビアパーティ		4日	石綿除去工事の情報公開に係る要請と記者レク
	25日	東海在日外国人支援ネットワーク運営委員会		26日	クレーンオペレーター蒲さんの労災裁判傍聴
	27日	名古屋労職研事務局会議			

9月					
	8日	ニチアスアスベスト裁判判決 事前記者レク		14日	ニチアスアスベスト裁判判決 傍聴
	14日	ニチアスアスベスト裁判判決 記者会見		15日	岐阜羽島アスベスト被害相談 会・ホットライン
	18日	金沢アスベスト被害相談会事 前記者レク		19日	東海在日外国人支援ネットワ ーク勉強会「移住（外国人） 女性」
	24日	名古屋労職研事務局会議		25日	アスベスト対策愛知連絡会 会議
	26日	宇田川さんの学校アスベスト 裁判傍聴		29日	東海在日外国人支援ネットワ ーク運営委員会
	30日	グループホームこころ比良参 加型活動			

10月					
	1日	ニチアスアスベスト裁判判決 確定記者会見		3日	金沢アスベスト被害相談会・ ホットライン
	3日	中皮腫・アスベスト疾患患者 と家族の会北陸支部集い		5日	メンタルヘルス・ハラスメン ト対策局例会
	7日	岐阜羽島アスベスト地域調査 委員会		8日	名古屋労職研事務局会議
	10日 ～ 11日	全国労働安全衛生センター連 絡会議第26回総会		11日	東電福島第一原発事故による 双葉郡避難地区の状況を見学 するフィールドワーク
	15日	中皮腫・アスベスト疾患患者 と家族の会東海支部集い		21日	アスベストユニオン会議
	22日	名古屋労職研事務局会議			

**【労職研 会費・カンパ振込先】**

郵便振替 □座番号 00860-5-96923

加入者 名古屋労災職業病研究会

**発行 名古屋労災職業病研究会**

発行者：森 亮太

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4階

Tel./Fax.052-837-7420

e-mail: roushokuken@oregano.ocn.ne.jp

http://nagoya-rosai.com/

